

---

# ダウンロード違法化の対象範囲拡大 に関する御参考資料

---

- (1) ダウンロード違法化に関する基本的な考え方 .... 1
- (2) ダウンロード違法化に関するQ&A ..... 2
- (3) 補足資料 ..... 6

## (1) ダウンロード違法化に関する基本的な考え方

- 私的使用のための権利制限(第30条第1項)は、権利者の利益を不当に害しない閉鎖的な私的領域における零細な複製を認めるもの(これにより、私的領域での活動の自由も保障)。
- 無断アップロードは、著作権侵害として10年以下の懲役の対象にもなり得る行為であり、そのような悪質な行為によって拡散された著作物(著作権法上そのような形での流通が認められていないもの)をダウンロード(複製)することが権利者の利益を不当に害することは明らか。
- また、単に視聴・閲覧する行為や、違法にアップロードされたものだと知らずに複製する行為は禁止されないことから、今回、違法となるのは、「①違法にアップロードされた著作物(著作権法上そのような形での流通が認められていないもの)を、②違法だと確定的に認識しながら、③単に視聴・閲覧するに留まらず、意図的・積極的にダウンロード(複製)する行為」となる。
- このようなダウンロード行為は、①どのような分野の著作物についても、②商業ベースではない著作物についても、③著作物の一部であっても、④海賊版サイト以外からダウンロードする場合であっても、正当性は認められず、インターネットにおけるユーザーの自由が重要なものであったとしても、許容できるものではない。



現に、幅広い分野の様々な著作物について、インターネット上の著作権侵害行為が蔓延

- このため、ダウンロード違法化の対象範囲に関して、少なくとも、民事上の責任については、特別な限定を設けず、違法にアップロードされた著作物のダウンロード全般を違法化すべき。

(※) 民事上の責任は、差止・予防請求(今後、同様のダウンロードを行わないよう求められることなど)及び損害賠償請求(ダウンロードした分の正規品料金の支払いなど)であり、ユーザーに過度な負担を課すものとは言えない。

- ただし、刑事罰については、謙抑性の観点から、特に悪質性の高い行為に対象を限定する必要があることから、現行規定の趣旨・運用に沿った形で、厳格な要件を設定。

## (2) ダウンロード違法化に関するQ&A①

### 【対象範囲拡大の必要性・効果】

(問) アップロードを取り締まれば良く、ダウンロードまで違法化する必要はあるのか。

(答) アップロード者が海外にいるなどにより、権利行使や摘発が困難な場合もあります。また、ダウンロードする者が多数いることが、アップロードを助長している面もあります。

このため、ユーザー保護には十分に配慮しつつも、ダウンロードに対する規律を一定程度強化していく必要があると考えています。

(問) 漫画村のようなストリーミング型の海賊版サイトには効果がなく、無意味ではないか。

(答) ダウンロード型の海賊版サイトも多数存在しています。ストリーミング型の海賊版サイトへの対応については、広告出稿抑制のための民間での取組の推進や、海賊版サイトにアクセスした際に警告表示を行う仕組みの導入など、著作権法以外の手法も含め、政府全体で実効性のある対策を総合的に講じていくこととしています。

(問) ユーザーがダウンロードしたかどうか、違法なアップロードだと知っていたかどうかは、外部から確認できないため、権利行使・摘発は不可能ではないか。実効性のない法改正を行うことで、法の信頼を損ねるのではないか。【6ページ参照】

(答) 自ら違法ダウンロードを行っている旨をSNSなどで誇示している場合や、違法アップロードに関する捜査・訴訟等の過程でダウンロードの事実が確認された場合などには、権利行使・摘発が可能です。権利者が警告を発した後もユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、違法だと知っていたという立証が容易になると考えられます。

また、実際の権利行使・摘発には至らずとも、抑止効果は期待できるものであり、現に、音楽・映像のダウンロード刑事罰化によって相当程度の効果が確認されています。このため、実効性がなく法の信頼を損ねる、という御指摘は当たらないものと考えています。

## (2) ダウンロード違法化に関するQ&A②

### 【対象範囲拡大による弊害】

(問) インターネット上の資料収集、創作・研究活動等が萎縮するのではないか。著作権法が目的とする「文化の発展」を阻害するのではないか。

(答) あくまで、違法にアップロードされたものを、違法であると確定的に知りながらダウンロードを行う場合のみが禁止されますので、一般的な資料収集や創作活動等に特段の影響はないと考えています。創作・研究のためとは言っても、違法な情報源からコピーを入手することは正当化しがたいものであり、仮に創作・研究のために違法にアップロードされたものを活用する必要がある場合には、権利者に連絡して許諾を得るなどにより対応することが基本だと考えられます。なお、当然ながら、著作権法が目的とする「文化の発展」は、適法な著作物の流通を前提としたものです。

(問) 論文の剽窃(著作権侵害)を指摘・告発するために当該論文を保存する行為や、研究者が海賊版に関する研究を行うために著作権侵害とされた著作物を収集する行為なども、違法となってしまうのではないか。

(答) 対外的な情報発信に使用するための複製や、研究者が業務として行う研究は、そもそも、著作権法第30条が対象とする私的使用目的の行為とは言いがたいものであり、今回の改正とは直接関係しません。また、御指摘のような善意に基づく行為を、著作権者(剽窃された者・被害者)が問題視することは考えづらいところです(著作権者に連絡して許諾を得ることなども可能かと思います)。

なお、今回の改正とは別途、研究活動をより円滑化する観点から、研究目的の権利制限の創設について、権利者の利益保護の観点にも留意しつつ、検討を行うこととしています。

(問) 警察による捜査権の濫用、プライバシーの侵害を招くのではないか。

(答) 音楽・映像のダウンロード刑事罰化されてから6年以上が経過していますが、そのような事例は一切生じていません。また、捜査・差押えは、裁判所が発する令状に基づいて行われるものであり、無制限の捜査機関の介入が認められるものではありません。

なお、文化審議会著作権分科会の報告書においては、今回の改正に当たって、刑事当局において、より一層、慎重な配慮・対応を行うことが望まれる旨が盛り込まれています。

## (2) ダウンロード違法化に関するQ&A③

### 【具体的な対象範囲】

(問) スマホによるスクリーンショットができなくなるのか。

(答) あくまで、違法にアップロードされたものを、違法であると確定的に知りながらダウンロードを行う場合のみが禁止されますので、一般的に行われているスクリーンショットの多くは、問題とならないと考えられます。なお、当然ながら、海賊版の漫画をスクリーンショットで保存するような場合には、通常の保存の場合と同様、違法となり得ます。

(問) マンガなどの二次創作物のダウンロードも違法となるのか。【7ページ参照】

(答) まず、権利者(原作者)が二次創作を問題視していない場合には、アップロード自体が違法とならず、ダウンロードも違法とはなりません。一方で、権利者(原作者)が二次創作を拒絶している場合には、アップロードが違法となり、それが違法であると確定的に知っている場合には、ダウンロードも違法となります。

ただし、二次創作を二次創作者自身がアップロードしている場合に、そこからダウンロードする行為については、違法にアップロードされた原作をダウンロードする行為に比べると悪質性が低いことから、刑事罰の対象から除外することとしています。なお、二次創作物を更に第三者が無断でそのままアップロードしている場合には、当該アップロードにより二次創作者の権利が明らかに害されることから、それをダウンロードする行為は刑事罰の対象としています。

(問) 深刻な被害が顕在化しているのは「海賊版サイトからの作品全体のダウンロード」であり、そこだけ違法化すれば十分なのではないか。SNSや掲示板からのダウンロードや、作品一部のダウンロードまで違法化する必要はあるのか。

(答) 例えば、掲示板に正式販売前の漫画雑誌の数ページが掲載されるなど、売上低下に直結しかねない行為が現に行われており、それらにも対応する必要があります。①どのサイトからダウンロードしても権利者に与える不利益は同じであること、②作品の一部でも経済的価値を有するものはあり、また、分割してダウンロードするなどの脱法行為を招きかねないことなどから、そのような限定を行うのは適切ではないと考えています。

また、海賊版対策は被害が深刻化する前に措置を講ずることが重要であり、被害拡大を未然防止する観点も含めて、適切な法規範を確立しておく必要があります。

## (2) ダウンロード違法化に関するQ&A④

### 【主観要件】

(問) 主観要件は、誰がどのように判断するのか。ユーザーは、違法だと知らなかつことを証明することはできないのではないか。

(答) 改正案では、何気なくダウンロードしてしまったユーザーを確実に保護するため、違法にアップロードされたものだと知らなかつ場合には、重過失があつた場合や適法・違法に評価を誤つた場合を含め、ダウンロードが違法とならないように法律上担保しています。この主観要件については、権利者側が「ユーザーが違法だと知つていたこと」を立証する必要があるものであり、権利者から警告された後も、ユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、この主観要件を充足するものと認定されることが想定されます。

### 【その他(議論の経緯等)】

(問) 法案化までの議論が拙速ではないか。

(答) 海賊版対策が喫緊の課題となる中、文化審議会においては、昨年10月に検討が開始されてから、3か月間で5回、小委員会を開催し、集中的に審議が進められてきました。その中では権利者団体・出版社・利用者団体へのヒアリングやパブリックコメントも行った上で、議論が深められてきており、さらには、親会である著作権分科会において、権利者団体・消費者団体・有識者等による審議も行った上で最終的な報告書が取りまとめられています。これらの過程で必要な議論を尽くされたものと考えています。

なお、ダウンロード違法化については、既に音楽・映像が違法となつてゐる中で、その対象範囲を拡大するものであり、リーチサイトへの対応のような全く新しい課題を検討する場合と比べ、短期間で方向性を取りまとめることができたものと考えています。

(問) 学者や漫画家も反対しているのではないか。

(答) 今回の改正は、権利者団体・消費者団体・有識者等により構成される「文化審議会著作権分科会」における審議結果を忠実に反映したものであり、幅広い関係者の意見を総合的に勘案したバランスの取れた内容となっていると考えています。

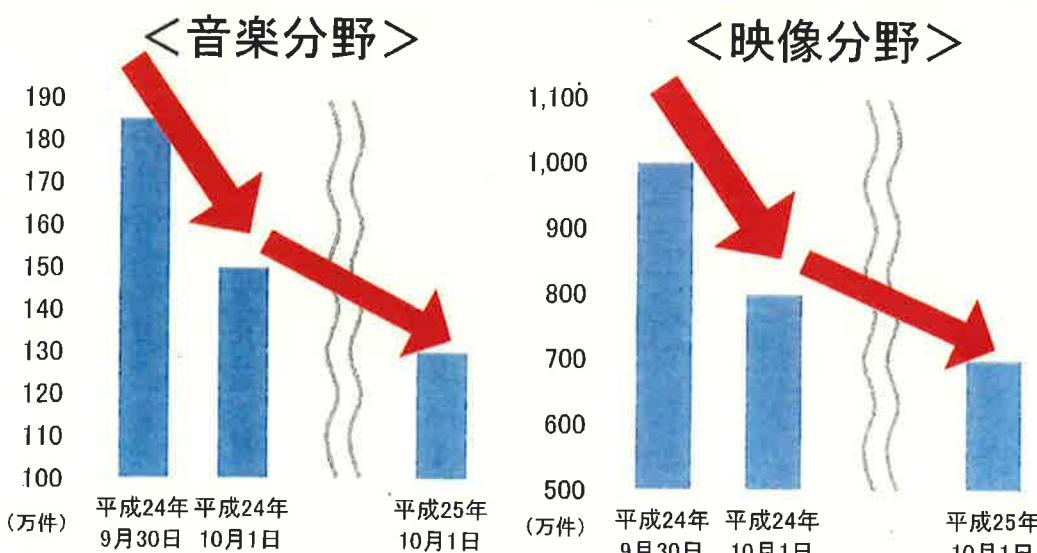
なお、当然ながら、個々には、様々な意見・懸念をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、引き続き、それらの意見・懸念にもしっかりと耳を傾けつつ、普及啓発や運用面での対応などに活かしていきたいと考えています。

### (3) 補足資料① 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化による抑止効果

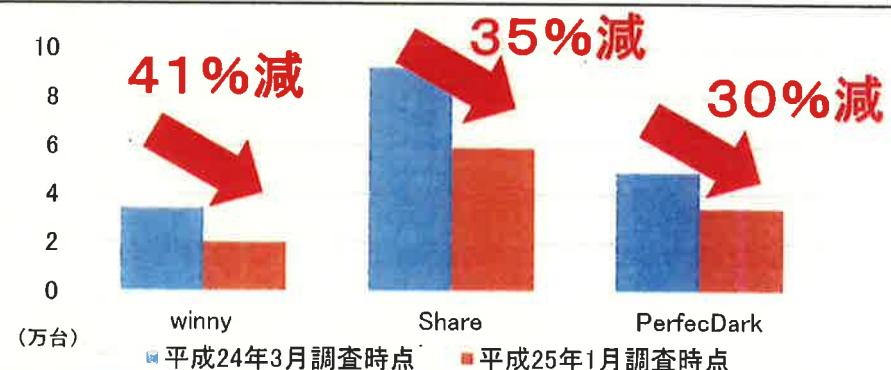
- 音楽・映像分野における違法ダウンロード刑事罰化(平成24年10月1日施行)を契機に、ファイル共有ソフトにおける「有償著作物等」と考えられる音楽・映像ファイル数は大幅に減少し、その効果はその後も維持されている。また、ファイル共有ソフトに接続しているノード(PC等の端末)数は、約3割から4割程度減少している。
- ファイル共有ソフトからのダウンロードについて、違法ダウンロード刑事罰化以降に実際の行動変容があったかどうかに関する質問の結果、「やめた」「減った」との回答者の割合が約7割程度。



ファイル共有ソフト(Winny)での  
「有償著作物等」のファイル数の推移<sup>(※1)</sup>



ファイル共有ソフトのノード数の推移<sup>(※2)</sup>



ユーザーの行動変容<sup>(※1)</sup>

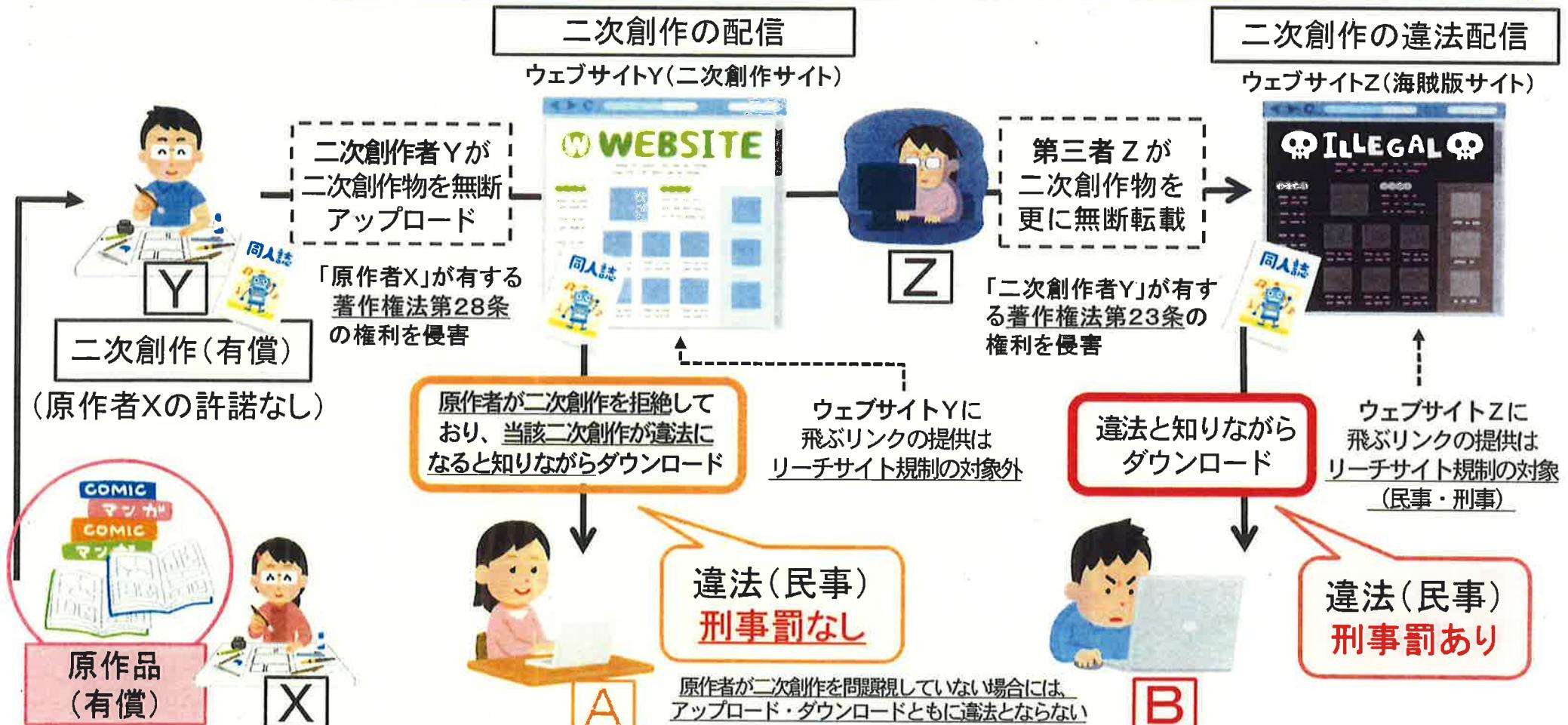


(※)「有償著作物等」とは、有償で公衆に提供・提示されている著作物等をいい、刑事罰の対象となる違法ダウンロードは、主觀要件に加え、有償著作物等をダウンロードするものに限定されている。

(※1)「改正著作権法の施行状況等に関する調査研究報告書」(平成25年12月 新日本有限責任監査法人)  
(※2)一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)「ファイル共有ソフトの利用実態調査(クローリング調査)」

### (3) 補足資料② 二次創作物のダウンロードに関する取扱い

- 二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作物を、ダウンロードした者(下図A)については、違法となり得るが、刑事罰は科されない。
- その二次創作物を、第三者が二次創作者の許諾なく更に転載(アップロード)している場合に、それをダウンロードした者(下図B)は、二次創作者の権利を害していることから、刑事罰も科され得る。



※ 原作者Xは、無断でアップロードしている二次創作者Y及び第三者Zに対して、原作品に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。  
※ 二次創作者Yは、無断で転載(アップロード)している第三者Zに対して、二次創作物に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。

### (3) 補足資料③ 文化審議会著作権分科会(平成31年2月13日)における主な意見概要

※実際の発言を文化庁において要約したもの

#### ＜対象拡大に慎重な意見＞

- 対象拡大により、ユーザーの自由が大きく制約されることを踏まえ、民事についても有償著作物等に限定するなど、立法事実が明らかな部分に限定した対応をとるべき【学者】  
(※) 小委員会においては、8名の委員の連名で、民事・刑事ともに慎重な検討を求める意見があった。
- ダウンロード違法化がなぜ必要なのか分からぬ。主觀要件で限定しても、恣意的に運用される懸念がある。違法か合法か分からぬものの利用も萎縮してしまう【作家】
- 主觀要件は重要だが、それだけでは必ずしも十分でない部分があるため、客観的な要件で民事・刑事とも絞るべきかどうかということが争点であることに留意すべき【学者】

#### ＜対象拡大に積極的な意見＞

- 海賊版によって出版界は甚大な被害を受けており、一日も早く法改正を進めていただきたい。現状では、違法だと知りながらダウンロードしている利用者が大手を振っている【出版社】
- 個々の利用は軽微でも総体として不利益が生じている。私的複製は、国民の権利ではなく、あくまで著作権者の権利を制限することにより可能となっているものであり、その基本を踏まえるべき【権利者】
- タダで雑誌を持っていくと泥棒になるが、スマホ・パソコンでダウンロードすると適法ということで良いのか。権利意識を社会に根付かせることが重要【消費者】
- 著作権法第30条は重要な規定だが、自ずから限界があり、違法なソースからの複製まで認めるのは適切ではない。刑法では、盗品の譲受け行為も罰することとされているのと同じ話【学者】
- 違法ソースからの複製は認めないのが国際標準。今回の改正は、行き過ぎだった部分を本来あるべき内容に揃えるだけであり、これまで適法だったことを既得権のように捉えて議論するのはおかしい【学者】
- 既に音楽・映像のダウンロードは違法になっている中で、それと、その他の著作物との間で有意な差があるとは思えない【学者】
- 主觀要件として、民事責任の場合を含め、驚くほど厳格な要件を課しており、ユーザー保護には十二分に配慮がされている【学者】